

◎新潟県告示第618号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項の規定により、木崎濁川土地改良区から申請のあった換地計画について、同法第52条の2第1項の規定により適当と決定したので、平成25年4月24日から平成25年5月24日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月23日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の 所在・名称	地区名 (換地区名)	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟市 木崎濁川土 地改良区	新崎	区画整理（非補 助）	換地計画書 の写し	新潟市北区役所

- 1 この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に新潟県新発田地域振興局長に申し出ることができる。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（処分についての異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。